

同性婚に関するアメリカ連邦最高裁判決

著者	池谷 和子
著者別名	Kazuko Ikeya
雑誌名	東洋法学
巻	57
号	3
ページ	353-360
発行年	2014-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00006493/

《国際家族法研究会報告 (第52回)》

同性婚に関するアメリカ連邦最高裁判決

池谷 和子

I はしがき

「ある特定の男性と女性が結婚して夫婦となり、その二人が性的行為を行った結果として子どもが生まれ、生んだ夫婦が親として子どもを大人になるまで育てていく」という過程は、これまであまりに当然のことで、疑問の余地すらない事柄であった。それゆえ、法律もこの過程を前提として、法律上の婚姻や親子関係について定めてきている。

ところが、医学の発達や進歩は、性行為を行わなくとも、精子や卵子を有償・無償で譲り受けて人工授精させることによって、夫婦の血の繋がらない子どもを誕生させることが可能になった。また、道徳観念の衰退は、結婚していても不倫する場合や、そもそも結婚など面倒でしたくないという事実婚を増加させてきている。さらには、個人の自由を至上のものとする考え方の広まりにより、「結婚をするもしないも自由」「結婚相手が同性でも異性でも良い」「子どもを持つも持たないも自由」「自分と血など繋がらなくとも、頭の良い容姿端麗な子どもが欲しい」など、すべて個人の選択の自由として捉える者すら出てきてしまった。それゆえ、婚姻や親子

関係を法的にどのような捉えるかという法的論争が増加し、一部には裁判へと発展するケースも多くなってきた。

例えば、日本においても、平成二五年一月一日の最高裁第三小法廷判決において、性同一性障害特例法に基づき戸籍上の性別を女性から変更した男性と、第三者の精子を使った人工授精で妻が産んだ長男との間に法律上の父子関係を認めるかが争われた家事審判の抗告審で、最高裁第三小法廷は一審・二審を覆し、「特例法で性別変更した男性は、夫として結婚できるだけでなく、婚姻中に妻が妊娠した子と法律上の父子関係があると推定される」との判断を示し、長男の戸籍の父親欄に男性の名前を記載するよう命じた。明らかに生殖能力がなく血の繋がっていない者を父親と認定したこの判決には、賛否両論が湧き起り世間の注目を集めたことは記憶に新しい。

しかし、さらに日本よりも一歩進んで、アメリカにおいては性別を変更せずとも、同性同士でも結婚出来るのではないか(そして親にもなれるのではないか)という同性婚の是非について、日本以上に大きな社会論争となっている。世論では賛成と反対がほぼ半々と拮抗し、さまざまな企業が賛成や反対を表明し、オバマ大統領もABCテレビのインタビューにおいて「同性カップルも結婚できるべきだと思う」として大統領として初めて公的に同性婚を認める発言をした。また婚姻の要件は各州の権限事項であることから、ある州では同性

婚を合法とし、ある州では州憲法において同性婚を禁止する条項を設けるなど、各州において異なった対応をしている。

二〇一二年までのアメリカにおける法的状況については、拙稿「アメリカにおける同性婚の合法化とその諸問題について」(現代社会研究第一〇号一〇一―一頁)にて詳しく扱っているが、さらに二〇一三年に入ってから同性婚を合法化した州は増加し、五月二日にロードアイランド州、五月七日にデラウェア州、五月一四日にミネソタ州、八月二―二八日にニューメキシコ州(六つの郡のみ)、九月二七日にニュージャージー州、一月一三日にハワイ州、一月二〇日にイリノイ州で合法化された。二〇一三年一月現在で、一六州とニューメキシコ州の六つの郡とワシントンDCにおいて、同性婚は合法化されている。しかし他方において、依然として同性婚を禁止している州は現在でも三〇州近く存在している。

中でもカリフォルニア州は、二〇〇八年五月一五日に州最高裁が同性婚の禁止は違憲だとして二〇〇八年六月一六日より同性婚が合法化されたものの、二〇〇八年一月四日の住民投票において「結婚は一人の男と一人の女の間に限る」という州憲法の修正が行われた。この住民投票修正案「プロポジション8」をめぐっては、さらに同性婚支持者が合衆国憲法に違反しているとして連邦裁判所に訴え、それが本稿におけるアメリカ連邦最高裁のペリー判決へと繋がっている。

また、連邦政府の同性婚に対する態度と、同性婚を認める州において結婚した同性カップルが引越してきた場合、州は同性カップルをどのように扱うべきかを決める必要があり、一九九六年に制定された連邦法における婚姻防衛法(Defense of Marriage Act: 通称はDOMA)では、第二条において、他の州で有効とされた同性婚を認めるかどうかは各州の判断に委ねられた。また、婚姻防衛法の第三条において「結婚とは一人の男性と一人の女性との間でなされる法的結合体である」と定義されている。これにより、連邦における健康保険、年金、相続税等では、同性婚の相手方は配偶者とは認められないことになった。この法律により、同性婚の相手が残した遺産を譲り受けるにあたって、相続税ではなく高額な贈与税を払わざるを得なくなった女性が、婚姻防衛法を違憲だとして連邦裁判所に訴えたのが、もう一つの連邦最高裁判例であるウインザー判決である。

このように、アメリカの連邦最高裁において初めて同性婚に関する判決が二つ下されたことは、今後のアメリカ社会の同性婚への考え方に大きな影響を及ぼす可能性があると思われる。そこで、今回の二つの事例と判決内容を紹介し、検討を試みたいと思う。

II 争われた二つの事例

(1) ウインザー事例

一つめは、連邦法である婚姻防衛法が合衆国憲法に違反す

るとして争われた事例である。ニューヨーク州に住むエディ・ス・ウインザー(八三歳)は、元コンピュータ・システム・コンサルタントの女性で、一九六七年にシア・スパイアという女性医学博士と同棲を始め、二〇〇七年にカナダで結婚をした。スパイア博士は二〇〇九年に肢体麻痺硬化が悪化して死亡したが、死後には自分名義の土地家屋をウインザー氏に譲渡することを遺書に残していた。そこで遺産相続手続きをしたが、連邦政府機関である国内歳入庁(IRS)は婚姻防衛法が第三条で「婚姻とは一人の男性と一人の女性による法的結合体である」と定義し、同性同士で婚姻関係を結んだ者に対して連邦政府は法的保障や保護を一切与えないと明記している以上、スパイア博士からウインザー氏への土地家屋の名義変更は配偶者間の遺産相続とは認められず、三六万三〇五三ドルの譲渡税が必要と判断した。

これに対し、ウインザー氏と彼女を支援するアメリカ自由人権協会は二〇一〇年一月、この措置を不服としアメリカ連邦地裁に、婚姻防衛法は合衆国憲法に違反し違憲であり、譲渡税の払い戻しを求めるよう訴訟を起こした。ところが、訴訟が係争中に大統領と司法長官が行政権はもはや婚姻防衛法を防衛しないと公表した為、連邦下院は超党派の議員で構成される法諮問グループを選び、訴訟に参加させることとした。しかし、地裁は婚姻防衛法が合衆国憲法修正第五条に違反しているとして原告勝訴となり(833 F. Supp. 2d 394

(SD.N.Y.2010))、連邦控訴審も地裁の判決を支持し(699 F.3d 169 (2d Cir.2012))、今回の連邦最高裁判決となった。

(2) ペリー事例

前述したように、カリフォルニア州では二〇〇八年五月一日に州最高裁が同性婚の禁止は違憲だとして、二〇〇八年六月一六日より同性婚が合法化された。しかし、二〇〇八年一月四日の住民投票において「結婚は一人の男性と一人の女性の間に限る」という州憲法の改正が行われた。この住民投票修正「プロポジション8」をめぐって、今度は同性婚賛成派が連邦憲法違反だとして連邦裁判所に訴えたのが当事例である。

訴えの内容としては二〇〇九年五月、カリフォルニア州アラメダ郡において、クリスティン・ペリーとサンドラ・ステイアのカップルが、同性であることを理由として婚姻登録を拒否された。同時期、ロサンゼルス郡においても、ポール・カタミとジェフリー・ザリツロが同様の事態となっていた。そこで四人はアラメダ郡とロサンゼルス郡の公文書事務官、州知事、州最高法務官、公衆衛生省の役人二人を相手取り、訴訟を起こしたものである。

二〇一〇年九月の地裁判決(Perry v. Schwarzenegger, 704 F. Supp. 2d 921 (N.D.Cal.2010))では、プロポジション8が合衆国憲法修正一四条のデュープロセス及び法の下の平等に反し、違憲であるとした。州側は地裁判決を受け入れて控訴を断念した

が、控訴をして訴訟継続をすることを望んだプロポジション8の発議提案者団体が、被告としての訴訟参加を連邦控訴裁判所に對して求めた。連邦控訴裁判所はプロポジション8の発議提案者団体を訴訟に参加させても良いかについてカリフォルニア州最高裁に對して判断を求め、州最高裁がそれを容認したため、控訴審が継続された。控訴審判決(671 F.3d 1052 (9th Cir.))は、地裁判決を支持したため、プロポジション8の発議提案者団体が連邦最高裁に裁量上訴したのが本件である(井樋 三枝子「アメリカ」同性婚に関する二つの合衆国最高裁判決」外国の立法 二〇一三年八月)。

III 連邦最高裁の判決

(一) ウィンザー事例

二〇一三年六月二六日、連邦最高裁は五対四で、婚姻防衛法は違憲無効として、ウィンザー氏の求める譲渡税の払い戻しを認めた。この判決においては、主文を構成する多数意見の他に、三つの反対意見が述べられている(Lynn D. Wardle, *Religious Values and Two Same-Sex Marriage Cases Decided by the Supreme Court of the United States*, *Oxford Journal of Law and Religion* 2 (2013))。

多数意見となった五人の判事(ケネディ裁判官、ギンスバーク裁判官、ブレイヤー裁判官、ソトマイヤー裁判官、カガン裁判官)は、主に二つの理由から婚姻防衛法を違憲として判断した。一つめは家族法領域における「連邦制」の問題であり、

二つめは合衆国憲法修正五条との関係である。

まず「連邦制」については次のような理論を展開する。合衆国では憲法上、家族法領域は各州の権限事項である。もちろん連邦議会は「ある限られた連邦法において婚姻の意味を州とは異なって定めることが出来る」かもしれないが、婚姻防衛法三条のように、一〇〇〇以上の連邦法規に適用され、連邦領域の全てに及ぶようでは、あまりに広すぎる。またこの婚姻防衛法三条は、ニューヨークや他の一州によって適法に婚姻した同性カップルというあるカテゴリーの人々の婚姻という法的地位や利益を不適切に否定するものである。何故なら、それは同性婚を合法とする州において、婚姻の定義を変更するからである。州の婚姻の定義が承認され受け入れられている伝統的な原則からすれば、連邦法によって変更することは通常ではない逸脱である。

さらに、州法によって与えられた婚姻という地位を連邦法において否定することは、合衆国憲法修正五条によって保護されている自由の本質的な部分の剥奪でもあると主張する。婚姻防衛法は同性婚カップルを不平等に扱うことを目論見、政治的に少数派である人々に不利益を課している。それゆえ、州法において合法と認められた人々の婚姻を異性間の婚姻よりも価値が劣っているとすることは、合衆国憲法修正五条により保護された自由の剥奪をしている以上、違憲である、としたのである。

以上のような多数意見に対して、まずロバーツ長官の反対意見では、婚姻防衛法が違憲であると大統領も認めている以上、紛争は存在しないのであって訴えの利益はなく、棄却すべきだと主張する。また多数意見に対しては、婚姻防衛法の背後にあるとする「悪意ある動機」は妄想であって、連邦の枠組みを踏み越えてはいないと指摘している。

次にスカリア裁判官の反対意見（一部のみトーマス裁判官も賛同）では、次のように指摘する。「政府とウインザー氏の間には合意が成立していて紛争もなく、裁判所は管轄権を欠いている。多数意見は焦点が定まった議論をしておらず、連邦制に関して間違った議論をしている。（さらに）同性婚の是非を州に委ねてなどいない。むしろ州に同性婚を合法化することを求める立場に陥ってしまっているのである。今回の問題は、婚姻防衛法三条の道德的観点についてはなく、憲法に違反しているかどうかであるはずである。憲法には同性婚についての規定など存在しない。」

さらに、アリト裁判官の反対意見（一部を除いて、トーマス裁判官も賛同）は次のようなものである。「憲法には同性婚の是非の規定はなく、人民に対して、連邦及び州の代表者を通じて、その選択を実現することになっている。控訴審が婚姻防衛法三条を無効とし、大統領が法を遵守しないことにより、立法代表者の権威は害されたままである。同性婚は伝統に根ざしたのではないがゆえに、裁判所では実質的なデュープ

ロセスのテストが出来ない。また、婚姻防衛法は、同性婚に関する州の権限を妨げた訳ではなく、単に連邦法内部の問題に過ぎないのである。それゆえ、連邦制の権限を逸脱してないないのである。」

(2) ペリー事例

こちらの事例も、ウインザー事例と同じ日に判決がなされた。こちらも五対四の僅差で、「プロポジション8の発議提案者団体には当事者資格がない」として棄却されたものである（*Planned Parenthood v. Casey*）。五人の判事（ロバーツ長官、スカリア裁判官、ギンスバーク裁判官、ブレイヤー裁判官、カガン裁判官）による多数意見と、四人の判事（ケネディ裁判官、トーマス裁判官、アリト裁判官、ソトメイヤール裁判官）による反対意見が述べられている。

多数意見においては、次のように判断された。カリフォルニア州憲法ではプロポジション8の発議提案者団体は公的な提案者として州が防衛を拒否した場合には提案を防御する原告資格があり、今回においても州最高裁は原告資格を認めたが、連邦においては、プロポジション8の発議提案者達には、提案を施行し擁護する個人的な利害関係はなく、提案が無効となっても個人的に損害を被ることはなく、彼らは州の公的な機関ではないのだから原告資格は認められない、として原告資格を否定した。

これに対し、反対意見では、州が法を守ろうとしないので

あれば、プロポジション8の発議提案者団体に原告適格を認めるべきであると主張する。なぜなら、カリフォルニア州においてこのような制度が設けられているのは、政府機関が法を遵守しない時に、真の人民による民主主義を保護するためであるからである。

IV 検討

今回、どちらの事例においても、五対四と僅差の判決であった。さらに、連邦法である婚姻防衛法はウインザー判決により違憲と判断されたが、ペリー判決では「結婚は一人の男性と一人の女性の間に限る」という州憲法の改正の是非（言い換えれば、合衆国憲法下における同性婚の是非）について実体的な判断にまで踏み込まずに棄却されたため、連邦における同性婚者の権利についても州レベルで合法的に結婚した場合のみ認められるにすぎないことになった。よって、今回の二つの判決は、現在同性婚を禁止している州に対しては直接の影響がある訳ではなく、各州において法改正を行うか、誰かが違憲訴訟を起こして勝訴しない限りは現状のままである。

しかし、ウインザー判決において、スカリア裁判官とアリト裁判官の反対意見で指摘されているように、本来の連邦裁判所の役割は婚姻防衛法が連邦憲法に違反するかどうかを判断することである。それ以上の判断については、民主主義の原則に乗っ取り、連邦や州における立法議会が様々な議論を

経た上で、同性婚の可否を結論づけるべきなのである。それにも関わらず、ウインザー判決の多数意見においては、憲法上何ら記載がなく、さらにこれまでの伝統にも反している同性婚に対して、連邦法で認めないことは「異性間の婚姻よりも価値が劣っているとすると決めつけ、自由の剥奪であると結論づけた。このことは事実上、連邦最高裁の多数意見が異性間の婚姻も同性間の婚姻も質的に何も変わらないと認めたと等しい。それゆえ今後、同性婚賛成派による訴訟が増加する可能性が高くなるのではないだろうか。

確かに、同性同士であっても、異性間同様に家族同然の親しい関係は存在するかもしれない。そして、税金等の経済的な面に関しては、家族同然に日々扶養しあっている関係として、法律上も考慮すべきであると思う。ただし、同性間の関係を同性婚という形で異性間と同じ「婚姻関係」とすることは問題である。なぜなら、同性同士では子どもを生むことは不可能であるからである。そもそも、婚姻関係を法的に守る大きな利点は、子どもや社会の利益のためにカッパルによる性行為、出産、子育てを社会が承認した中でのみ行うようにすることで、生まれた子どもは誰が自分の本当の両親かを知ることが出来、血の繋がった両親に育ててもらうことができるからである (Monte Neil Stewart, Genderless marriage, institutional realities, and judicial elision, 1 Duke Journal of Constitutional Law & Public Policy 16 (2006))。そのことが、子ども

達の健全な発育を助け、社会の秩序を確保する最適な方法となる。さらに、子どもには心理的な発育の為に父親も母親も必要であることはこれまででも認識されてきている(子どもは胎内にいる時から母親との深い繋がりととも言われるが、幼少期の母親との重要な関係としてはエリック・エリクソンの「基本的信頼感」の発達理論やジョン・ボウルビイのアタッチメント理論が、母子関係とは違った形で関わる父子関係の重要性についてはデイビッド・ポベノの著書『父なき生活』等がある(拙著『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』五八一―七一頁)。それゆえ、「二人の男性」と「一人の女性」による結婚の概念は動かせないものであると考える。

そのうえ、同性婚カップルは自分たちの子供を作れないことから、しばしば生殖補助医療と関わりが深くなってしまう(前述した日本の最高裁の事例は、まさにその問題が含まれていた事例であった)。同性カップルも異性カップルと同じように結婚出来るなら、子供も欲しくなる。技術が進歩した現在において、精子や卵子がなければ他から購入すれば良いし、男同士なら代理母を雇って代わりに生んでもらえば良いと安易に考えることも可能となってしまうのである。しかし、生まれた子どもが自分の血の繋がりがルーツを求めたり、貧しい女性が否応なく代理母となって命を落としたり、何よりお金で子どもを買うに等しい生殖補助医療には多くの問題が存在しているのである(拙稿「生殖補助医療と親子法」

現代社会研究九号九五―一〇〇頁)。

また、キリスト教においては同性婚を認めておらず、アメリカでは宗教が大学、病院、養子縁組の斡旋、社会奉仕活動等、様々な活動を行っている。教義に基づいて同性婚カップルに養子縁組の斡旋を行わなければ、裁判に訴えられて損害賠償を請求されるかもしれないし、政府からの補助金が打ち切られるかもしれない事態となる。このように、国が正式に同性婚を認めることは、宗教活動を阻害するかもしれないという指摘もなされている(Lynn D. Wardle, *The attack on marriage as the union of a man and a woman*, 83 *North Dakota Law Review* 1379 (2007))。

V むすび

親子とは、そもそも法以前の存在であって、法があるから親は子を生育している訳ではない。しかし、法が社会のルールとして出来る限り家族が壊れないように補強する役割を担っていることで、社会を受け継いでいく子供達が健全に育つように、実の親から引き離されたり捨てられたりないように、子供を保護していくことが出来るのである。言い換えれば、婚姻関係は社会的制度として子供達の為に親を縛る役割があるとも言える。しかし最近、特にアメリカにおいては、家族の存続や子供の視点を前提とした社会的制度としての家族という見方よりも、婚姻当事者の個人的な選択の結果としての家族とのみ捉える者も多い。

近代法は、「私」という個人中心に組み立てられ、自己決定、自由、平等を至上のものとして位置づけてきた。それゆえ、「結婚して子供が生まれ、その子供が大人になって結婚し、さらに孫が生まれて世代が続いていく」という自然な流れが見えにくくなっているのかもしれない。結婚する当事者の権利は見えても、その結果として生まれる子供達、その子供達が次代を担う立派な社会人となり、さらに結婚して子供を生ま育てていくという状況における親としての責任までは考慮が及んでいないのである。

また、これまで同性愛に対して社会から偏見の目で見られ、差別されてきたことへの反動として、同性愛者には異性愛者への敵愾心と同時に平等への憧れが見受けられる。それが男も女も同じ「人間」であるという法の抽象作用と相まつて、同性愛者達は異性愛者と全く同じように婚姻関係になりたいと願っているのかもしれない。同様に、今回のウィンザー事例の多数意見においても、州による同性婚の認定を単なる「個人的な自由の拡大」、同性愛者を単なる「政治的な少数派」ととらえている。しかし、同性愛者を差別せずに親しい関係として経済的に保護することと、同性婚を認めることは全く別の次元の話である。同性婚を認めることが社会的に様々な問題を引き起こすことを考えるべき時に来ているのではないだろうか。

アメリカでは先日、精子や卵子の遺伝情報を解析する技術

に特許が認められたという報道があった（朝日新聞二〇一三年一〇月二〇日朝刊）。この意味するところは、もはや親が精子や卵子の売買をするだけではなく、目の色や髪の色までの望み通りのデザイナーベビーが誕生することが可能となったということを意味する。子どもは親の所有物ではないはずである。親が自然に沿わないことにまで権利という名のもとに欲望を広げ、「子どもを授かった」ではなく「子どもをつくった」という世界にならないことを願うばかりである。

（いけや かずこ・長崎大学教育学部准教授）